

香芝市立香芝北中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
(インターネットを通じて行われるものも含む。)
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

<留意点>

- ※ 誰がやったか分からない事案は①②を満たさないが「いじめ」として扱うこと
- ※ 「いじめの芽」「いじめの兆候」も「いじめ」として扱うこと

3 いじめの理解

- いじめは決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも起こりうるものである。
- いじめは、「いじめる生徒」と「いじめられる生徒」以外の「観衆」としてはやしたてたり、おもしろがったりする存在や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成することが大切である。「観衆」や「傍観者」を、いじめを阻止したり、いじめを教員に伝えたりなど、いじめを抑止する力になる「仲裁者」に変えていく取組が必要である。
- いじめられている生徒を守り通すとともに、いじている生徒に対しては毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取組を行う。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織として、「いじめ対策委員会」を常設する。【別紙1】

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。【別紙2】

(1) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ささいな兆候も見逃さず早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

このため、日ごろから生徒の見守りや生徒との信頼関係構築に努め、生徒の変化やSOSを見逃さないように心がける。

併せてアンケート調査と教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

(3) いじめへの対処

生徒がいじめの情報を教職員に報告することは多大な勇気を要することを理解し、相談に対しては迅速に対応することを徹底する。

いじめの発見・通報があった場合に特定の教職員で抱え込み、「いじめ対策委員会」に報告を行わないことは『いじめ防止対策推進法』23条第1項の規定違反となるので速やかに報告を行うようにする。

また「いじめ対策委員会」で組織的に対応方針を決定し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

さらに加害生徒の保護者と面談し、事実関係や相手側の心情を伝え、家庭での指導を依頼する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、香芝市教育委員会や関係機関・SCや専門機関との連携の下、組織的に取り組む。

なお、いじめの被害・加害生徒だけでなく、周囲の生徒それぞれの成長につながるよう、継続的な指導や支援を行うことも重要である。

(4) いじめの解消

謝罪をもって安易に解消とはせず、以下の2要件が満たされる必要がある。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上の期間止んでいること
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること

以上のことから、経過を見守ることが大切である。

(5) 家庭や地域との連携

『いじめ防止対策推進法』第9条には「保護者の責務等」が示されている。その周知も含め、保護者と密接な連携が必要である。さらに社会総がかりで子どもを見守り健やかな成長を促すため、学校は保護者をはじめ地域との連携を強化する必要がある。「学校運営協議会」を通していじめの問題について協議し、いじめの防止等の対策を推進する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、香芝市教育委員会と迅速かつ適切に連携し対処する。また、香芝警察署や高田こども家庭相談センター等の関係機関とは定期的に情報交換を行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに香芝市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行う。

なお、事態によっては香芝市及び香芝市教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において検証し、必要に応じて見直しを行う。

平成29年3月一部改正
令和3年12月一部改正